二　売春防止法第十七条第一項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所の名称及びその年月日
三　罪名、刑名及び刑期
四　婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をした地方委員会の名称
五　婦人補導院からの仮退院の年月日及びその時点において収容されていた婦人補導院の名称
六　申出の理由
七　その他参考となる事項

（婦人補導院からの仮退院を取り消すか否かに関する審理の開始等）

第百八条　第八十一条の四及び第八十八条第二項の規定は、売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、第八十一条の四第一項中「法第六十八条の三第一項」とあるのは「同条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、同条第二項中「法第六十三条第二項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項」と、第八十八条第二項中「法第七十三条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、「法第七十三条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

2　第八十八条の五の規定は、売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

（婦人補導院からの仮退院の取消しの決定）

第百九条　売春防止法第二十七条第一項の決定は、第三十一条に定める基準に照らし、第百六条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

第百十条　第十六条の規定は、その性質に反しない限り、第九十九条の二第二項、法第五十二条第二項及び第四項後段、法第五十三条第二項及び第四項後段、法第七十一条、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第二項、法第七十七条第一項並びに法第七十八条第一項に規定する申出について準用する。

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項並びに法第七十八条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［略］

（生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名）

第百十一条　第四十二条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項及び法第八十三条の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項、法第七十八条第一項並びに売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［同上］

（生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名）

第百十一条　第四十二条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行に結び付